◇令和5年中(令和5年1月~12月)の所得・控除等についての申告です。

- ・収入金額、所得金額、所得控除等について、本紙(記入の仕方)を参考に申告書を作成してください。
- ・<u>令和5年中に収入がなかった方、非課税収入(遺族年金・障害年金・雇用保険など)がある</u>方は、裏面 15 「その他の参考事項」の該当欄に記入してください。
- <mark>機について、申告者本人や扶養親族についてマイナンバー(個人番号)の記入が必要ですので、該当する欄については漏れなく記入してください。</mark>
- ・申告書を提出する際には、所得の内容がわかるもの(源泉徴収票など)、控除の内容がわかるもの(控除証明書など)、マイナンバーの確認ができるもの (マイナンバーカードなど)、本人確認ができるもの(運転免許証など)が必要です。
- ・郵送される方は上記書類を同封してください。(マイナンバーと本人確認ができるものについては写しを同封してください)

収入金額・所得金額の記入の仕方

①営業所得②農業所得③不動産所得

所得金額は、裏面の「7事業・不動産所得に関する 事項」に記入して算出してください。

事業専従者がある場合は、裏面の「11事業専従者に関 する事項」に記入してください。

⇒ 所得金額を①~③に記入してください。

4)利子所得

国外の銀行等に預けた預金の利子などで、源泉徴収 されないものを申告してください。

収入金額を「工」に記入します。

また、収入金額と所得金額は同額となります。

⇒ 「エ」の金額を④に記入してください。

⑤配当所得

所得金額は、裏面の「8配当所得に関する事項」に 記入して算出してください。

⇒ 算出した所得金額を⑤に記入してください。

⑥給与所得

源泉徴収票の支払金額(=収入金額)を「カ」に記入 します。

- ⇒ 所得金額を⑥に記入してください。
 - ・源泉徴収票の所得控除後の金額が所得金額です。
 - ・源泉徴収票が2枚以上ある場合や所得金額が 不明な場合は、裏面速算表の「表 1」により 所得金額を算出してください。
- ※日給などの給与所得者で源泉徴収票がない方は 裏面の「6給与所得の内訳」にも必ず記入して ください。

⑦雑所得 (公的年金等)

源泉徴収票の支払金額(=収入金額)を「キ」に記入 します。

所得金額は、裏面速算表の「表 2」で算出してください。

⇒ 算出した所得金額を⑦に記入してください。

注意:公的年金等の雑所得以外にその他の雑所得 がある場合、⑩は合計を記入してください。

⑧⑨雑所得(業務)・(その他)

- ◆業務・・・原稿料、講演料などの副業の収入に係る収 入金額を「ク」に記入します。
- ◆その他・・・個人年金などの収入金額を「ケ」に記入 します。 所得金額は、裏面の「9雑所得(公的年金等以外)に

関する事項」に記入して算出してください。

⇒所得金額は、裏面速算表の「表3、4」で算出し、 所得金額を⑧⑨に記入してください。

注意:業務・その他の雑所得以外に公的年金等の雑所 得がある場合、⑩に合計金額を記入してください。

①総合譲渡 (短期・長期) 所得・一時所得

所得金額は、裏面の「10総合譲渡・一時所得の所得 金額に関する事項」に記入して算出してください。

⇒ 所得金額を⑪に記入してください。

所 得 控 除 等 の 記 入 の 仕 方

①3社会保険料控除 ⑭小規模企業共済等掛金控除

○社会保険料控除·小規模企業共済等掛金控除

国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期

高齢者医療保険料などの社会保険料の 小規模企業共済法の規定による共済掛金や心身障害者

扶養共済掛金など。

※いずれも令和5年中に実際に支払った金額が対象となり ます。

長与町長様 令和6年度 住 1月1日 長与町 所 現 在 職業 的年金等 ⑦ 4 3 0, 0 0
 雑 損 12
 m.

 医療費性除 5
 ②

 合 計 ②
 は、裏面「12」に氏名、個人 状音符像 前の合計 損 控 除 <u>田 客 金 朝 政策金などで維持される金額 近日歌大戦のする実際地大社</u> 5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の町民税・県民税の納税方法

15生命保険料控除 16地震保険料控除

○生命保険料控除

· 新生命保険 · 新個人年金保険 · 介護医療保険 (控除額 最高 28,000円) (新生命・新個人・介護医療を合わせた

·旧生命保険 ·旧個人年金保険 (控除額 最高 35,000円)

新生命保険と旧生命保険または新個人年金と旧個人年金 の双方を適用する場合の各控除額の上限は、28,000円

○地震保険料控除

〈地震と旧長期を合わせた最高限度25,000円〉

· 地震損害保険 (控除額 最高 25,000円)

·旧長期損害保険 (控除額 最高 10,000円)

控除額は、裏面の速算表の「表5」「表6」で算出してください。

⑪寡婦・ひとり親 控除

申告者本人が次に該当する人

〇ひとり親 控除額 ··· 30万円 現に、婚姻をしていない方または配偶者が生死不明な 控除額 … 30万円 どの人で次の①~③の全てに当てはまる方

①合計所得金額 500 万円以下

②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子※がいる

③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない

○寡婦

控除額 … 26万円

最高限度70,000円)

ひとり親以外で次の①~③の全てに当てはまる方 ①合計所得金額 500 万円以下

②次のいずれかに該当

・夫と死別した後婚姻をしていないまたは夫が生死不明

・夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族※がある ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない ※他の方の扶養親族や同一生計配偶者とされる方を除きます。

⑱勤労学生控除

申告者本人が大学・高校等の学生または生徒で、 合計所得金額が75万円以下で自己の勤労によらな い所得が 10 万円以下の人

控除額 … 26万円

19障害者控除

障害者の氏名、個人番号、障害の等級を記入します。

控除額 … 30万円 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳の A1・A2、精神障害

者保健福祉手帳1級及び要介護4・5に該当する人 等

○その他の障害者 控除額 … 26万円

上記等級以外の手帳及び要介護1・2・3に該当する人 等 控除額 … 53万円 ○同居特別障害者

同一生計配偶者または扶養親族のうち特別障害者に該当 する人で、申告者本人、その配偶者または生計を一にす るその他の親族のいずれかと同居を常況としている人。

- 要介護者で障害者控除を受ける場合には長与町の認 定証明書が必要となります。
- 同一生計配偶者が障害者に該当する場合は障害者控 除の適用は可能です。

②配偶者控除 ②配偶者特別控除

配偶者の氏名、個人番号、生年月日、所得金額を記入します。 ⇒下表の該当する控除額を⑳または㉑に記入してください。

【配偶者控除】 所得が48万円以下の場合⇒②へ記入

	控除額
一般の控除対象配偶者	33万円
老人控除対象配偶者 (昭和29年1月1日以前生まれ)	38万円

【配偶者特別控除】	⇒②へ記入				
配偶者の合計所得金額	控除額				
~ 480,000円	0円				
480,001円~1,000,000円	33万円				
1,000,001円~1,050,000円	31万円				
1,050,001円~1,100,000円	26万円				
1,100,001円~1,150,000円	21万円				
1,150,001円~1,200,000円	16万円				
1,200,001円~1,250,000円	11万円				
1,250,001円~1,300,000円	6万円				
1,300,001円~1,330,000円	3万円				
1,330,001円~	O円				
か					

- ※3 納税者本人の合計所得金額が900万円を超える場合には 上記と金額が異なりますので、税務課へおたずねください。
- ※4 納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合 合計所得金額が48万円以下の配偶者を扶養とする際に は「同一生計配偶者」欄にチェックを入れてください。

②扶養控除(控除対象扶養親族)

扶養している方(合計所得金額が48万円以下の方に限る) の氏名、個人番号、生年月日等を記入します。

【抖養地除】

		控除額		
一般の扶養親族		一般の扶養親族		33万円
特页 (平成13年1月2日	と扶養親族 日〜平成17年1月1日生まれ)	45万円		
老人扶養親族 (昭和29年1月1日 以前生まれ)	同居老親等 (本人または配偶者の直系)	45万円		
	同居老親等以外	38万円		

※扶養親族が別居している場合には、裏面の「12 別居の 扶養親族等に関する事項」にも記入してください。

②基礎控除

合計所得金額2400万円以下の方は、43万円となりま す。2400万円を超える方は金額が異なりますので税務課 へおたずねください。

16歳未満の扶養親族(扶養控除対象外)

16歳未満(平成20年1月2日以降に生まれた人)の扶養 親族の氏名、個人番号、生年月日等を記入します。

24雑損控除

令和5年中に住宅・家財道具などについて、火災や盗難 等による損失があった場合に控除されます。

- (イ) 損害金額-保険等で補てんされる金額-総所得金額等の10%
- (ロ) 災害関連支出の金額-5万円
- ※(イ)(ロ)のいずれか多い額(=控除額)

25医療費控除

令和5年中に申告者本人や生計を一にする配偶者・その他の 親族のために支払った医療費が対象になります。裏面の速算 表の「表7」で算出してください。

区分欄について、通常の医療費控除を選択する場合は空欄、 セルフメディケーション税制を選択する場合は「1」を記入し てください。

給与所得の内訳

給与所得がある方で、源泉徴収票がない場合は 内訳を記入してください。

合計金額を表面の収入金額欄の「力」に 記入してください。 所得金額は速算表の「表1」により算出し、

表面の所得金額⑥に記入してください。

事業・不動産所得に関する事項

事業(営業・農業等)所得、不動産所得がある 方は、収入金額と必要経費額について記入して ください。

収入金額を表面の収入金額欄の「ア」、 「イ」、「ウ」に記入してください。 所得金額 (=収入金額-必要経費)を 表面の所得金額欄の①、②、③に記入して ください。

8 配当所得に関する事項

配当所得とは法人から受ける利益の配当、投資 信託等の収益の分配のことです。

収入金額を表面の収入金額欄の「オーに 記入してください。 所得金額(=収入金額-必要経費)を表面 の所得金額欄の⑤に記入してください。

雑所得(公的年金等以外)に関する

雑所得(公的年金等以外)がある方は、内訳を 記入してください。

⇒ 所得金額 (=収入金額-必要経費) をそれ ぞれ表面の所得金額欄の⑧、⑨に記入し てください。

※所得金額⑩は公的年金等の雑所得と業務・ その他雑所得の合計金額となります。

6 給与所得の内訳 裏 る人で、源泉徴収票の 7 事業・不動産所得に関する事項 月 日 給 勤務日数 所得の種類 所得の生ずる場所 収入金額 必要経費 青色申告特別控除額 8 配当所得に関する事項 所得の生ずる場所 支払確定年月 収入金額 必要経費 賞 与 等 9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項 計 必要経費 種 目 | 所得の生ずる場所 | 収入金額 勤務先所在地 勤務先名 電話番号 10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項 収入金額 必要経費 特別控除額 総合譲渡 長 期 こくたさい。 D金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。 13 寄附金に関する事項 11 事業専従者に関する事項 都道府県、市区町村分 (特例控除対象) 師伽妲講会、時就計劃所 明・大・昭・平・令 専従者給 (控除) 従事月数 都道府県 靠 明・大・昭・平・令 専従者給 (控除) 条例指定分 市区町村 従事月数

明•大•昭•平•令 支出した寄附金に応し 従事月数 等を添付してください。 12 別居の扶養親族等に関する事項 国外 □配偶者 □30歳未満又は70歳以上 居住 □留学 □障害者 □38万以上の支払

² 氏名	所 居住	□留学 □障害者 □38万以上の支払
14 事業税に関する事項	15 その他の参考事項(前年中に所得のなか	った方等は、下の欄へ記入してください。)
非課税所得など 所得金額 円	1.学生の場合(学年は令和6年1月1日現在で記入)	4.傷病手当、遺族年金、障害年金等を受給していた。
担益通算の特例 円	学校名学校 学部 年	受給先
適用前の不動産所得	2.下記の者から扶養、援助を受けていた。	5.雇用保険を受給していた。
事業用資産の譲渡損失など 資産の種類 損失額、被災損失額(白) 円	住所	年間受給額円
前年中の開(廃)業 開始・廃止 月 日	氏名	6.病気などのその他の理由(くわしく記入してください。)
□ 他 都 道 府 県 の 事 務 所 等	3. 年 月 日から 年 月 日まで 生活保護法による生活援助を受けていた。	

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に 関する事項

総合譲渡とは機械やゴルフ会員権、自動車、書画、 骨董などの資産の譲渡のことです。

対象資産の保有期間が5年以内であれば短期となり、 5年を超えるものは長期となります。

一時所得とは生命保険契約に基づく一時金や賞金、 懸賞当選金、競馬等の払戻金のことです。 該当欄へ内訳を記入してください。

⇒ 所得金額の短期「イ」、長期「ロ」、一時「ハ」 の金額を表面の収入金額欄の「コ」、 「サ」、「シ」にそれぞれ記入してください。 合計「二」の金額を表面の所得金額⑪に記入 してください。

※特別控除額は50万円ですが、差引金額が 50万円に満たない場合は、差引金額が 限度額となります。

11 事業専従者に関する事項

事業(営業・農業等)所得、不動産所得がある方で、 専従者給与を経費に計上した場合は、氏名、個人番号、 生年月日等の内容を記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

申告者本人と住所が異なる扶養親族について氏名、個人 番号、住所を記入してください。

扶養親族等が、国外居住(国内に住所を有せず、かつ、 現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない) 場合には、「国外居住」の該当する項目にチェックをし てください。

国外居住親族について扶養控除等の適用を受ける場 合には「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関 係書類」又は「38万円送金書類」を住民税申告書に添 付または提出の際に提示する必要があります。

15 その他の参考事項

前年に収入(所得)がなかった方、非課税収入がある 方は、1~6のいずれかへ記入してください。 町県民税非課税の方でも所得証明の取得、国民健 康保険税の軽減や福祉サービスなどの関係で申告 が必要になります。

<谏 算表>

] 収入「キ」の金額

表 【稻与所侍】	→ 所侍金額欄 紹	7	りへ記入		
給与等の収入金額 (税込)	収入「カ」の金額	į		円	А
A の金額 (円)	給与所	听得	の金額		
~550,999			0	円	
551,000~1,618,999	A-550,000円			円	
1,619,000~1,619,999			1,069,000	円	
1,620,000~1,621,999			1,070,000	円	
1,622,000~1,623,999			1,072,000	円	
1,624,000~1,627,999			1,074,000	円	
1,628,000~1,799,999	△÷4(千円未満の端数切捨て)	1	B×2.4+100,000	_	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,000円	-	<u></u>	円	
1,800,000~3,599,999	□÷4(千円未満の端数切捨て)	ΙB	B×2.8-80,000F	1	С
1,000,000 0,000,000	,000円	-		円	
3,600,000~6,599,999	囚÷4(千円未満の端数切捨て)		B×3.2-440,000	円	
0,000,000 -0,000,000	,000 円			円	
6,600,000~8,499,999	A×0.9-1,100,000	円		円	
8,500,000~	△-1,950,000円			円	

- ※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- ※所得金額調整控除

次の①②またはその両方に該当する場合は次(F、I もしくは両方) の金額を区の金額から差し引き、給与⑥の金額へ記入します。

①給与収入が850万円超であり、本人か扶養親族、同一生 計配偶者が特別障害者である場合又は23歳未満の扶養親 族がいる場合

給与等の収入金額 (税込)	(上記A: 最高 1,000 万円)	円	D
D-850万円		円	E
所得金額調整控除額 (E×0.1)	(最高 15 万円)	円	F

②給与と公的年金等の雑所得があり、給与所得控除後の給 与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計が10万円 を超える場合

給与所得控除後の 給与等の金額 (Cの金額)	(上記C: 最高 10 万円)	G
公的年金等の雑所得 の金額 (表2の金額)	(表2で計算した金額:最高 10 万円)	Н
所得金額調整控除額 (G+H-10万円)	(G+H-10万円: 最高 10万円) 円	I

公的年金等の収入金額(円) 円 公的年金等に係る雑所得 年齢区分 A の金額(円) の金額(赤字のときは0円) A-600,000 ~1,300,000 A×75%-275,000 1,300,001~4,100,000 円 昭和34年1月2日 A×85%-685,000 4,100,001~7,700,000 以降に生まれた 方(65 歳未満) A×95%-1,455,000 7,700,001~10,000,000 円 A-1,955,000 10,000,001~ 円 A-1,100,000~3.300.000 A×75%-275,000 3.300.001~4.100.000 円 昭和34年1月1日 A×85%-685.000 4,100,001~7,700,000 以前に生まれた 円 A×95%-1,455,000 7,700,001~10,000,000 円

表2【雑所得(公的年金等)】⇒ 所得金額欄 雑⑦へ記入

↑公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1.000万 円以下の場合。※1.000万円を超える場合は金額が異なりま すので税務課へおたずねください。

表3【雑所得(業務)】⇒所得金額欄 雑⑧へ記入

原稿料、講演料などの副収入による所得

10,000,001~

	*** ** = = ******
業務に係る雑所得(ク)の 収入金額(税込)	円
必要経費	円
差引金額	円 円

表4【雑所得(その他)】⇒所得金額欄 雑⑨へ記入

王命保険の個人年金などの上記以外の所停				
その他の雑所得(ケ)の 収入金額(税込)	H			
必要経費	P			
差引金額	H			

表5【生命保険料控除】⇒ 生命保険料控除⑮へ記入 ①新生命保険料に係る控除

ı											「
ľ	1	保険料の支払額	Α		円	Γ	保険料の支払額	G		Ħ	
П	Α	~12,000円	Г	= Aの金額	円	G	~15,000円	Г	= Gの金額	円	BとHの合計額 (上限28,000円)
ш	の金	12,001円~32,000円	B	=A×0.5 + 6,000円	円	の金	15,001円~40,000円	Н	=G×0.5 + 7,500円	円	Fig.
ш	額(円	32,001円~56,000円	ľ	=A×0.25+14,000円	円	額(円	40.001円~70.000円	"	=G×0.25+17,500円	円	イと口のいずれか大きい額
U	C	56,001円~		= 28.000円	円		70,001円~		= 35,000円	円	円/
Ì	③新個人年金保険料に係る控除 ①旧個人年金保険料に係る控除 D.E.							DとJのいずれか多い額 「 円1二			
ľ	ſ	保険料の支払額	С		円	Γ	保険料の支払額	Т		円	
	С	~12,000円		= Cの金額	円	1	~15,000円		= Iの金額	円	DとJの合計額 (上限28,000円)
ш	の金	12,001円~32,000円	Ь	=C×0.5 + 6,000円	円	の金	15,001円~40,000円	J	= I×0.5 + 7,500円	円	円は
ш	額(円	32,001円~56,000円		=C×0.25+14,000円	円	額(円	40,001円~70,000円	ľ	= I×0.25+17,500円	円	二とホのいずれか大きい額
U	0	56,001円~	L	= 28,000円	円	0	70,001円~		= 35,000円	円	円 /
Ì	5	介護医療保険料に	係る	5控除		۱ [「ハ」と「へ」と「F」の	n 🚓			
I	1	保険料の支払額	Ε		円	Ш	(上限 70.00				
Iſ	E	~12,000円		= Eの金額	円	Ш	(ERR 70,00	10 1	-1)	円	→ (15) ^
ш	の金	12,001円~32,000円	F	=E×0.5 + 6,000円	円	L					
ш	額(円	32,001円~56,000円	-	=E×0.25+14,000円	円						
l		56,001円~		= 28,000円	円						
	-										

円

表6【地震保険料控除】 ⇒ 地震保険料控除⑩へ記入

地震保険料支払額

<最高 25,000 円>	С	円 円		
旧長期損害保険料支払額	В	円		
~5,000円		(=B の金額)		円
5,001円~	D	(=B×0.5+2,500円) _	(最高10,000円)	円

C+D(最高25,000円)	H	$\Rightarrow \emptyset$
----------------	---	-------------------------

表7【医療費控除】 ⇒ 医療費控除②へ

< 医療費控除 > 支払った医療費 円 保険金などで補てん 円 される金額 A-B円 所得合計⑫欄の金額 円 D×0.05 円 10万円とEのいずれ 円 か少ない方の金額 ≪最高200万円≫ 円

支払った金額	Α		F
保険金などで補てん される金額	В		F
A-B	С		F
С−12,000円	D	≪最高8万8千円≫	F

< セルフメディケーション税制 >